

講義録レポート

講義録コード

06-14-3-001-01

講 座	社会保険労務士	科目①	入 門 編
目標年	2014年合格目標	科目②	労基法・労災法
コース	速修入門講義	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD DVD通信 ・ Web通信 ・ DL通信 ・ Web+DL通信		

収録日	2014 年 1 月 7 日		
講師名	高橋 眞幸 先生	板書枚数	3 枚 ※レポート含まず
		補助レジュメ枚数	枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●入門テキスト [労基法・労災法] P. 2 ~ P. 69 ●レジュメ [] P. ~ P. ●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (入門テキスト) ●補助レジュメ () 枚 ●その他 (受講ガイド・学習ガイド) 各 1 冊		講義録添付 (有・無) 講義録添付 (有・無)
備考	*DVDご視聴の方へ* 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認ください。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

社 労 士 講義録				科 目	入内講義	コ ー ス	速修入内	回 数	1
-----------	--	--	--	-----	------	-------	------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講師	高橋 先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ページ	黒 板 内 容
	速修入門 第1回講義録 (P14) 使用者 ← 労働契約 → 労働者 契約自由の原則 (民 法) ↑ 一定の制限 ↓ 労働基準法 (最低基準の定め) (P17) A商店 店主 ← 同居 → 息子 (父親) ↑ B氏 (労働者) (P27) (変 形) (原則) 1 日 : 8 時間 1 週 : 4 0 時間 ⇒ 4 週合計 1 6 0 時間 ⇒ 1 週目 : 3 5 時間 2 週目 : 4 5 時間 3 週目 : 4 5 時間 4 週目 : 3 5 時間

社 労 士 講義録	科 目	入内講義	コ ー ス	速修入内	回 数	1
-----------	-----	------	-------	------	-----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講 師	高橋 先生
-----	--	--------------------------------------	-----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	(P30) 時間外労働、休日労働 (原則) 禁止 (例外) ① 非常災害等 (1) 非常災害 (労使協定不要) → 原則：事前許可、例外：事後届出 (2) 公務員の公務 許可、届出不要 ② 労使協定 (36 協定) + 届 出
	(P33) ① 6ヶ月継続勤務 + ② 出勤率 ≥ 8割 } 法律上当然に発生
	(P42) <pre> graph TD Laborer[労働者] -- "災害補償 (労基法)" --> BusinessOwner[事業主] BusinessOwner -- "保険料" --> Government[政府] Government -- "保険給付" --> Laborer </pre>

社 労 士 講義録

科
目

入内講義

コ
ー
ス

速修入内

回
数

1

配布
物

★ミニテスト：あり [] なし
 ★実力テスト：あり [] なし
 ◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★その他のレジュメ []

講
師

高橋

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

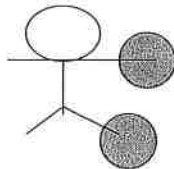
(P43)

暫定任意適用事業

$\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{個人経営} \\ \cdot \text{常時5人未満} \\ \cdot \text{農林水産業} \end{array} \right\}$	⇒	$\left\{ \begin{array}{l} \text{事業主の加入意思} \\ \text{又は} \\ \text{過半数労働者の希望} \end{array} \right\}$	$\left\{ \begin{array}{l} \text{認可申請} \\ + \\ \text{厚労大臣の認可} \end{array} \right\}$
--	---	--	--

(P56)

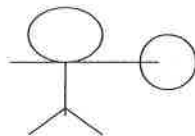
併合



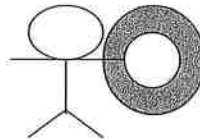
→ 併合：一本化した年金・一時金

- ・同一の災害
- ・2以上の部位に障害

(P57)



→



- 後の障害
- ・新たな業務通勤災害
- ・同一の部位